

变更申請

(第2面)

注意

- 1 沿道禁止区域の欄は、次のとおりに記入してください。
出物件は全て記入してください。(更しない広告物も含む。) ①の設置をする場所が、堺市屋外広告物条例第11条第7号に
域内の□に、当該区域内にない場合は区域外の□に、レ印を
記入してください。

(2) かつての指定道路名には、堺市屋外広告物条例第11条第6号の規定により市長が指
定した区間を有する道路の名称を記入してください。

2 種類の欄は、自家用又は非自家用の別を記入してください。

3 区分の欄は、自立広告、屋上広告、壁面広告、広告旗、車体広告又はその他の別を記入
してください。

4 掲出高さの欄は、自立広告物及び壁面広告物についてのみ記入するものとし、当該広告物
の地盤面からの高さのうち最高のものを記入してください。

5 たて寸法、よこ寸法及び面積の欄は、これらの数値に小数点第3位以下の端数があるとき
は、当該端数を切り捨てた数値を記入してください。

6 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区においては、原則
として広告物の掲出はできません。

意匠
变更

広告塔等1つの掲出物件に複数広告物がある場合は、まとめて1つの掲出物件として面積・手数料を算出

部分
変更
追加

寸法・面積等数値は、小数点第2位まで記入してください。（3位切捨て）

掲出高さは下記の場合のみ記入

- ・自立広告
 - ・屋上広告
 - ・壁面広告（百舌鳥第1種特別地区に限る）

自立広告塔、自立広告板、置き看板、屋上廣告
壁面廣告、廣告旗、車体廣告、その他から該當
する物を記入

写真・図面と番号が整合する
ように付番

合計 2,900 円

変更、追加した広告物の手数料を記入してください。